産業構造審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十四号

産業構造審議会令の一部を改正する政令

内閣は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十一号）の一部の施行に伴い、経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表車両競技分科会の項を次のように改める。

車両競技分科会	自転車競走及び小型自動車競走に関する重要事項を調査審議すること。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

2　審議会は、経済産業省設置法第七条第一項及び第一条に規定するもののほか、当分の間、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十一号。以下この項において「改正法」という。）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十八条第二項（同法第十九条第二項及び第二十一条第六項において準用する場合を含む。）及び改正法附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる改正法第二条の規定による改正前の小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第二十二条第二項（同法第二十三条第二項及び第二十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（車両競技分科会の所掌事務の特例）

3　車両競技分科会は、第六条第一項の表車両競技分科会の項の下欄に掲げるもののほか、当分の間、前項に規定する事項を処理する。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十五号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第七十一条中「土地市場課」を「国際課」に改める。

第七十二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第七十三条第一号中「こと」の下に「（国際課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号中「他課」を「地価調査課及び不動産市場整備課」に改める。

第七十四条を次のように改める。

（国際課の所掌事務）

第七十四条　国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二　土地・建設産業局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

三　土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関すること。

第七十七条中「事務（」の下に「国際課及び」を加える。

第七十八条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　土地に関する情報の収集、分析及び提供に関すること（地価調査課の所掌に属するものを除く。）。

第七十九条第一号中「総合政策局」の下に「並びに国際課」を加える。

第八十条第八号中「こと」の下に「（国際課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十六号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表備考第一号中「別科」の下に「（機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術（第五号において「特定技術」という。）の教授を目的とするもので文部科学省令で定めるもの（次号において「特定別科」という。）を除く。）」を加え、同表備考第二号中「専攻科」の下に「及び特定別科」を加え、同表備考第五号中「機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理